

秋田県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成27年3月6日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
一般 国道	旧	398号	湯沢市皆瀬字沢梨台51番3地先から 稲庭町字稲庭80番地先まで	6.00～25.00	4.203
	新	398号	A 湯沢市皆瀬字沢梨台51番3地先から 稲庭町字稲庭80番地先まで	6.00～25.00	4.203
			B 湯沢市皆瀬字沢梨台51番3から 字塞神50番2地先まで	11.00～32.50	1.527

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成27年3月6日から同月20日まで